

中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱

(趣旨)

第1条 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(組織)

第2条 ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事会に報告する。

(検討事項)

第3条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。

- (1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討
- (2) その他必要な事項

(構成)

第4条 ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。

(事務局及び運営)

第5条 ワーキンググループに事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県政策戦略本部政策戦略局総合統括課及び島根県政策企画局政策企画監室に置く。
- 3 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年7月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年10月2日から施行する。

別表

団体名	部課名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所
環境省中国四国地方環境事務所	大山隠岐国立公園管理事務所 松江管理官事務所
松江市	政策部政策企画課地域政策室
安来市	政策推進部政策企画課
米子市	総合政策部総合政策課
境港市	総務部総合政策課
鳥取県	政策戦略本部政策戦略局総合統括課 生活環境部自然共生社会局水環境保全課 農林水産部水産振興局水産振興課 西部総合事務所県民福祉局 環境建築局 米子県土整備局
島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 自然環境課 農林水産部沿岸漁業振興課 商工労働部観光振興課国際観光推進室 土木部道路建設課